

久留米市指名競争入札に参加するものを指名する場合の基準について

令和4年4月1日

久留米市及び久留米市企業局が発注する建設工事等（建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう）及び建設コンサルタント業務（測量、設計、地質調査及び補償コンサルタント等をいう。）をいう。以下同じ。）の指名競争入札に関する指名業者は、以下に掲げる指名基準の留意事項を総合的に勘案して指名するものとする。

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は指名しないこと。</p> <p>(1) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年庁達第6号）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 市発注の契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから契約の相手方として不相当であると認められること。</p> <p>① 契約書に基づく関係者への措置請求に従わない等契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関からの情報により受注者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、契約からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに受注者として不相当であると認められること。</p> <p>(4) 建設工事等に関して、市が実施する事業所調査又は工事現場調査により改善指導を受けたにもかかわらず改善されない状態が継続している場合又は調査に非協力的なため調査が実施できない場合等受注者として不相当な状態であると認められること。</p>

2 経営状況	手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止又は会社更生法若しくは民事再生法の適用申請等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると判断される場合は指名しないこと。ただし、裁判所からの更正手続き又は再生手続きの開始決定がされた場合等は、その後の経営状況を総合的に考慮するものとする。
3 地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での履行実績等からみて、当該地域の特性に精通し、業務内容・規模等に応じて当該契約を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に考慮すること。
4 技術的適性	<p>(1) 当該業務と同種の業務について相当の履行実績があること。</p> <p>(2) 当該業務の履行に必要な履行管理や品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。</p> <p>(3) 当該業務の作業条件が、地形、地質等自然条件、周辺環境条件等特殊な場合にあつては、当該業務と同等と認められる作業条件下での履行実績があること。</p> <p>(4) 当該業務を履行するに足りる有資格者を確保できると認められること。</p>
5 履行成績	履行成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
6 手持ち及び受注状況	<p>(1) 建設工事等に関して、手持ち状況からみて当該建設工事等を履行する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(2) 建設工事等に関して、過去の指名実績等を考慮し、指名が特定の有資格者に偏らないように配慮すること。</p>